

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【公表番号】特表2005-524431(P2005-524431A)

【公表日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【年通号数】公開・登録公報2005-032

【出願番号】特願2004-500668(P2004-500668)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 M 25/01 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 3 2 0 A

A 6 1 M 25/00 3 0 6 D

A 6 1 M 25/00 3 0 9 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月26日(2006.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蛇行路を通して内視鏡を進めるためのシステムであって、

近位端と制御可能遠位端とこれら両者間にわたる長さ部分とを有する内視鏡シャフトと

、貫通する内部管腔が画成された長さ部分を有する細長い案内管であり、前記内視鏡シャフトを前記管腔内に滑らせながら受け入れるようになっており、かつ、前記案内管の前記長さ部分を選択的に硬化するために前記案内管の前記長さ部分に沿って配置されている少なくとも1つの引張り部材をさらに備えている前記細長い案内管と、

を備え、

前記案内管の少なくとも一部は、引張り力が前記引張り部材に加わっているとき、前記制御可能遠位端が画成した形状に適合しこの形状を維持するようにさらになっている、システム。

【請求項2】

前記内視鏡シャフトが、近位端および選択的に操縦可能な遠位端を有すると共にこれら両者間に少なくとも1つの管腔が画成された細長い本体を含み、前記細長い本体は、接合部を介して相互接続されている複数のセグメントと、隣接するセグメントを作動するために少なくとも大多数のセグメントの各々に取り付けられた少なくとも1つのモータとを含み、前記各モータは独立に制御可能であり、前記遠位端が選択されたカーブ形状をとると、前記複数のセグメントは、各モータが前記隣接セグメントを選択的に作動することにより、前記細長い本体に沿って前記選択されたカーブ形状を伝播させるように形成されている、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記案内管が、互いに隣接して接続された複数のセグメントを含み、少なくとも大多数の前記セグメントは互いに対して角変位可能である、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記案内管が、前記案内管の前記長さ部分に沿って配置されている少なくとも3つの引張り部材を備えている、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記引張り部材の各々が、前記案内管の周りに互いに對して周方向に配置されている、請求項4に記載のシステム。

【請求項6】

前記案内管の外面の少なくとも大部分を覆って配置された管状カバーをさらに含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項7】

前記案内管管腔の遠位端を覆って配置されたカバーをさらに含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項8】

前記カバーがガセット状領域を備え、前記ガセット状領域は、前記内視鏡シャフトが前記案内管管腔の前記遠位端に対して遠位方向に進められると、第1の圧縮形態から第2の長手方向に広がった形態へ広がるようになっている、請求項7に記載のシステム。

【請求項9】

前記カバーが、前記内視鏡シャフトが前記案内管管腔内に位置決めされると、外側に裏返されるようになっている、請求項7に記載のシステム。

【請求項10】

前記カバーが、前記内視鏡が前記案内管の前記遠位端に対して遠位方向に進められると、遠位方向に伸びるようになっている、請求項7に記載のシステム。

【請求項11】

前記カバーが、前記案内管の前記遠位端と前記内視鏡シャフト上の遠位個所に沿う間に取り付けられている、請求項7に記載のシステム。

【請求項12】

前記カバーが、前記案内管の前記遠位端と前記内視鏡シャフトの前記遠位端を覆う間に取り付けられている、請求項7に記載のシステム。

【請求項13】

前記カバーが、前記案内管管腔の前記遠位端と前記内視鏡シャフトの前記遠位端との全体を覆って配置されている、請求項7に記載のシステム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】蛇行路を通して内視鏡を進めるためのシステム

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

[0002]本発明は一般に、内視鏡および内視鏡に関する医学的手順に関する。より詳細には本発明は、例えば結腸鏡検査および治療などのために案内管装置を使用して蛇行路に沿って可撓性内視鏡を挿入するのを容易にするためのシステムに関する。

【発明の背景】